

(表紙)

白川町森林整備計画
変更計画

白川町森林整備計画 変更計画

計画期間

自
至

令和4年4月1日

令和14年3月31日

岐阜県
白川町

令和7年3月31日変更
白川町告示第15号

岐阜県白川町

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、白川町森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和7年4月1日とします。

白川町森林整備計画の一部変更

目次

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

2 天然更新に関する事項

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

4 (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

2 (略)

3 その他必要な事項

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1 (略)

2 将来目標区分の設定に関する基準

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第6 (略)

第7 (略)

第8 作業路その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

4 (略)

第9 その他必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

2 (略)

第2 (略)

IV (略)

V (略)

VI 附属資料

1 (略)

2 別表

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた**特定苗木等**や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項	・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 ・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。 ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 ・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は町の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。											
人工造林の対象樹種	・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。 <table><tr><th>区分</th><th>針葉樹</th><th>広葉樹</th><th>備考</th></tr><tr><td>人工造林の対象樹種</td><td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td><td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ</td><td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td></tr></table>				区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。
区分	針葉樹	広葉樹	備考									
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。									

最深積雪深による 造林樹種の区分	・ 積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (飛騨川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照)	
	最深積雪深	樹種及び留意事項
	1. 0m未満の地域	・ それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽
	1. 0m以上の地域	・ 耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の 広葉樹を植栽
	1. 5mを超える地域	・ ヒノキの人工造林を避ける
	2. 5mを超える地域	・ 人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び 天然生林施業によって森林整備を図る (関連参考；飛騨川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)
カシナガ等被害跡 地の造林樹種	・ 枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林 機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものと する。	

(2) (略)

(3) (略)

2 天然更新に関する事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 更新の判定基準

表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表Ⅱ-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が3以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が3以上の状態をもって、更新の完了とします。

表Ⅱ-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm以上かつ競合植物の高さ以上
-----	---

表Ⅱ-2-2-4 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	①残存木が無い場合 ・ 天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000本/ha ②残存木がある場合 ・ 林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本/ha)とする。
--------	---

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200本	120本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000本	2,000本	2
計					3

(6) 更新調査

表Ⅱ-2-2-5により更新調査を行うこととします。

表Ⅱ-2-2-5 更新調査方法

更新調査の実施主体	更新調査は白川町が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査の時期	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新調査を行うものとする。
標準地の設定	更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。 ①残存木が無い場合 - 調査区の設定 2m×10mの帯状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定 - 標準地の数 更新対象地2ha未満; 帯状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満; 帯状標準地を6箇所以上、4ha以上; 帯状標準地を8箇所以上設定。 ②残存木がある場合 - 調査区の設定 残存木については、20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 - 標準地の数 残存木については、更新対象地2ha未満; 1箇所、2ha以上4ha未満; 2箇所、4ha以上; 3箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ③群状や点状の伐採の場合 - 調査区の設定 複数の更新対象地内に2m×2mのプロットを設定。 - 標準地の数 更新対象地2ha未満; プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満; プロット30箇所以上、4ha以上; プロット40箇所以上設定。 ④標準地の選定 - 標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など自然条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。
更新調査の内容	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。 - 成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数 - 成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数 - 残存木の樹種、樹高、成立本数 - 更新対象地の面積 - 残存木の占める面積 - 主な競合植物の種類及び生育状況

更新調査の記録	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。
更新調査を省略することができる場合	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。 なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。 ・更新対象地の面積が1ha以下の場合（ただし、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が1haを超える場合はこの限りでない） ・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合

(7) (略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとします。

なお、指定された森林であっても1ha以下の伐採であって以下のいずれかの要件を満たす場合、当該伐採に係る部分については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとします。

- ・母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在する場合
- ・伐採する森林の周囲100m以内に広葉樹林が存在する場合
- ・林床に更新樹種が存在する場合（森林が過密状態にない、シカ等による食害の形跡が見られない、林床がササなどで一面被覆されていないなど）
- ・送電線下や道路、鉄道敷きに接する森林で施設管理者等が行う伐採であって天然更新が確実に見込まれる場合。
- ・森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合。
- ・その他、植栽によらなくても適確な更新が可能と考えられる根拠を示し、作業普及指導員又は県関係機関へ協議を行い、白川町が認めた森林。

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵（かん）養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

当該森林の区域をVI付属資料2別表1により定めるものとします。

なお、設定にあたっては、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必

要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林とします。

- (7) 地形について
 - a 標高の高い地域
 - b 傾斜急峻な地域
 - c 谷密度の大きい地域
 - d 起伏量の大きい地域
 - e 溪床又は河床勾配の急な地域
 - f 掌状型集水区域
- (4) 気象について
 - a 年平均又は季節的降水量の多い地域
 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- (ウ) その他
 - a 大面積の伐採が行われがちな地域
 - b 水源林

イ 施業の方法

伐期の間隔を拡大するとともに伐採面積の規模を縮小した皆伐を行うものとし、表Ⅱ-4-1-1に示す伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域をⅥ付属資料2別表2により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-1 伐期の延長を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
白川町全域	50	60	50	45	70	30

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域をⅥ付属資料2別表1により定めるものとします。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (7) 地形について
 - a 傾斜が急な箇所であること。
 - b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。
 - c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。
- (4) 地質について
 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。

d 流れ盤となっている箇所であること。

(ウ) 土壌等について

a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。

b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。

c 石礫地から成っている箇所であること。

d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

(エ) その他

a 流木災害の恐れがあるところ。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林

(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林

(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林

(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの

(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林

(エ) 希少な動植物の保護のため必要な森林

イ 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

① 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。

② それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。

③ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

① 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。

② それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。

③ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

④ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、Ⅵ付属資料2別表2により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
白川町全域	64	80	64	56	96	32

2（略）

3 その他必要な事項

水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要な場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1（略）

2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。

（1）木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮します。また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。

① 客観的指標による木材生産適地の抽出

県が整備する森林簿データを用いて、図Ⅱ-5-2-1に示す条件および手順によりあてはめる林小班を木材生産適地として抽出します。

なお、以下の条件については、飛騨川地域森林計画に示す基準を変更して設定します。

（2）（略）

（3）（略）

（4）（略）

3（略）

4（略）

5（略）

第6（略）

第7（略）

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 作業路網の整備に関する事項

- (1) (略)
- (2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装：m、改良：箇所、面積：ha)

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及 び 箇所数	利用区 域面積	前半 5力年 の 計画 箇所	対 図 番号	備 考
開設	自動車道	指定林道	白川町	尾城山線	2,000	2,800	○	白川町-1-開設	
開設	自動車道		白川町	白山東線	2,300	72	○	白川町-2-開設	
開設	自動車道		白川町	加屋線	1,000	33	○	白川町-3-開設	
開設	自動車道		白川町	永畑六呂山線	2,000	54	○	白川町-4-開設	
開設	自動車道		白川町	飛川線	2,000	210	○	白川町-5-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	鳥屋線	1,400	515	○	白川町-6-開設	
開設	自動車道		白川町	大谷線	1,000	39	○	白川町-7-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	頭谷丸山線	1,000	84	○	白川町-8-開設	
開設	自動車道		白川町	郷坂線	1,000	56	○	白川町-9-開設	
開設	自動車道		白川町	水戸野線	1,500	30	○	白川町-10-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	角料線	500	43	○	白川町-1-専用道	
開設	自動車道	指定林道	白川町	尾城山線	1,000	2,800		白川町-11-開設	
開設	自動車道		白川町	浄蓮寺線	1,000	35	○	白川町-12-開設	
開設	自動車道		白川町	大谷線	500	39		白川町-13-開設	
開設	自動車道		白川町	頭谷丸山線	2,000	84		白川町-14-開設	
開設	自動車道		白川町	鬼比居線	1,000	67		白川町-15-開設	
開設	自動車道		白川町	永畑六呂山線	1,000	54		白川町-16-開設	
開設	自動車道		白川町	丸山線	1,500	483		白川町-17-開設	
開設	自動車道		白川町	徳田無渡線	2,000	35		白川町-18-開設	
開設	自動車道		白川町	飛川線	2,000	210		白川町-19-開設	
開設	自動車道		白川町	白山東線	2,000	72		白川町-20-開設	
開設	自動車道		白川町	郷坂線	1,000	56		白川町-21-開設	
開設	自動車道		白川町	御宮尾城山線	3,300	124	○	白川町-22-開設	
開設	自動車道		白川町	白山線	2,000	97	○	白川町-23-開設	
開設	自動車道		白川町	氏子線	1,000	134	○	白川町-24-開設	
開設	自動車道		白川町	野多押線	1,000	261	○	白川町-25-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	鳥屋線	2,000	515		白川町-26-開設	
開設	自動車道		白川町	響石線	2,000	100		白川町-27-開設	
開設	自動車道		白川町	白山線	2,000	97		白川町-28-開設	
開設	自動車道		白川町	氏子線	2,000	134		白川町-29-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	1,500	327	○	白川町-30-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	2,000	327		白川町-31-開設	
開設	自動車道		白川町	烏山線	1,500	387	○	白川町-32-開設	

開設	自動車道		白川町	烏山線	2,000	387		白川町-33-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	佐見北線	2,500	571	○	白川町-34-開設	
			前期	19	29,500				
			後期	16	26,000				
開設 計				35	55,500				
拡張(改良)	自動車道		白川町	加茂東線	9	1,575	○	白川町-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	尾城山線	8	2,800	○	白川町-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白北線	16	1,325	○	白川町-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	広島線	3	50	○	白川町-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	笹畑頭谷線	12	337	○	白川町-5-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	御宮有本線	10	449	○	白川町-6-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	久須見大野線	5	517	○	白川町-7-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	城ヶ根線	2	95	○	白川町-8-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	黒川中川線	4	105	○	白川町-9-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	中須崎線	3	388	○	白川町-10-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	遠ヶ根線	8	418	○	白川町-11-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	後山西山線	3	485	○	白川町-12-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丈右エ門線	2	178	○	白川町-13-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	氏子線	4	134	○	白川町-14-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	水無線	2	51	○	白川町-15-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	向山線	3	65	○	白川町-16-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	加茂東線	5	1,575		白川町-17-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	尾城山線	5	2,800	○	白川町-18-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白北線	4	1,325	○	白川町-19-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白山線	5	97	○	白川町-20-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丈右エ門線	6	178		白川町-21-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	氏子線	4	134		白川町-22-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	御宮有本線	4	449	○	白川町-23-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	井戸小屋線	4	129		白川町-24-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	野多押線	3	261		白川町-25-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	伊佐峠線	3	99		白川町-26-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	後山西山線	5	485		白川町-27-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	樽ヶ洞線	3	86		白川町-28-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丸山線	4	483	○	白川町-29-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	向山線	5	65		白川町-30-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	野多押線	3	261	○	白川町-31-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	成山線	22	379	○	白川町-32-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	黒川中川2線	5	475	○	白川町-33-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	笹畑支線	2	34	○	白川町-34-改良	
拡張(改良)	自動車道	林業専用道	白川町	頭谷丸山線	6	50	○	白川町-35-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丸山線	3	483	○	白川町-36-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白山線	5	97		白川町-37-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	黒川中川1線	5	105		白川町-38-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	黒川中川2線	5	475		白川町-39-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	久須見大野線	5	517		白川町-40-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	遠ヶ根線	7	418	○	白川町-41-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	小坂線	5	291	○	白川町-42-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	厩ヶ洞線	1	65	○	白川町-43-改良	
拡張(改良)	自動車道	指定林道、 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	1	274	○	白川町-44-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	谷木屋線	1	35	○	白川町-45-改良	

拡張（改良）	自動車道		白川町	奥新田線	4	143	○	白川町-46-改良	
			前期	33	176				
			後期	13	58				
拡張（改良）計				46	234				
拡張（舗装）	自動車道		白川町	尾城山線	4,000	2,800	○	白川町-1-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	タル坂線	200	32	○	白川町-2-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	向山線	2,000	65	○	白川町-3-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	室山金山線	1,600	50	○	白川町-4-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	御宮有本線	4,500	449	○	白川町-5-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	黒川中川線	3,000	105	○	白川町-6-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	前平線	2,700	184	○	白川町-7-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	氏子線	3,000	134	○	白川町-8-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	尾城山線	1,000	2,800		白川町-9-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	水戸野線	2,000	30		白川町-10-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	白山東線	3,000	72		白川町-11-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	飛川線	3,000	210		白川町-12-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	鳥屋線	2,000	387	○	白川町-13-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	黒川中川線	2,000	105		白川町-14-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	石木六呂山線	2,000	144		白川町-15-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	頭谷丸山線	2,000	84		白川町-16-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	城ヶ根線	2,000	95	○	白川町-17-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	丸山線	1,000	483		白川町-18-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	徳田無渡線	1,000	35		白川町-19-舗装	
			前期	10	25,000				
			後期	9	17,000				
拡張（舗装）計				19	42,000				

※位置については、概要図にて図示する。

イ（略）

（３） 細部路網の作設に係る留意点

ア 細部路網の整備計画

① 計画上の留意事項

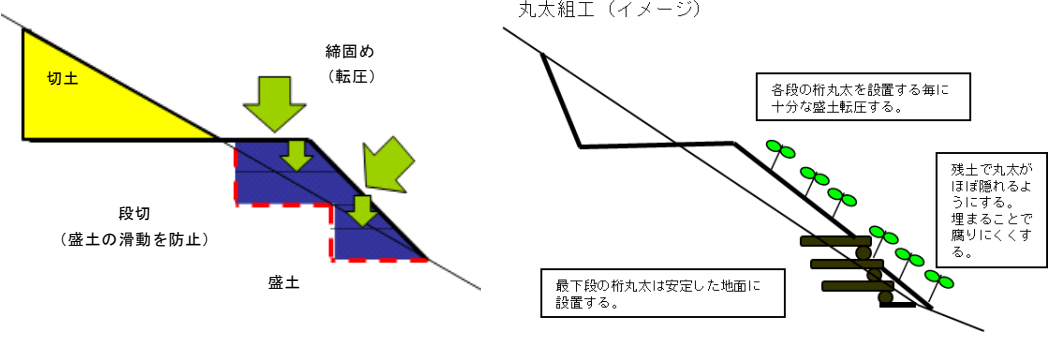
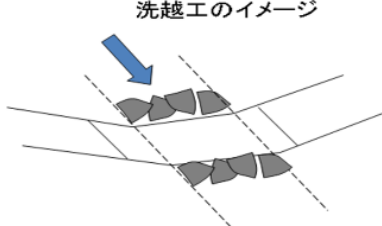
森林作業道の開設は、必要最小限度の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置及び必要十分な規格となるように努めるとともに、路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを促進します。

- ・森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮します。
- ・森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、地割れの有無等をよく確かめることとします。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とします。
- ・崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所及び人家や水源地等重要な保全対象が直下にある場所では、路網や土場の設置を避けることを基本とします。

② 施工上の留意事項

- ・ 施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- ・ 森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5 m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。 
小溪流の横断	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。 
路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。
残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ（略）

4（略）

第9 その他必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) (略)

(2) 木材加工の合理化

製材工場の規模拡大、ノーマンソーの導入による省力化、コンビナート化による協業化及び分業化等を進め、生産コストの低減を図るものとします。

製材工場等への原木直納、製材業者・工務店等の系列化、ネットワーク化による製品直納等により、木材流通の合理化を促進することとします。

人工乾燥機等の導入促進と品質管理（強度区分、含水率表示、J A S等級区分等）の徹底による高品質材の供給拡大を促進するものとします。

製材工場や集成材工場、合板工場への供給等のA材B材対策を促進することとします。

(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、白川町森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークを強化し、サプライチェーンの構築を進め、コンビナートによる協業化及び分業化を推進するとともに、D Xの導入により先端技術やデジタルツールを活用し、流通プロセスの効率化を図るものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

(4) (略)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域をVI付属資料2別表3により定めるものとします。

鳥獣害防止森林区域は「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき設定することを基本としますが、ニホンジカは全域で被害が確認されていることから、計画区域内の全域を鳥獣害防止森林区域に指定します。

(2) (略)

2 (略)

第2 (略)

Ⅳ（略）

Ⅴ（略）

Ⅵ 附属資料
1（略）

2 別表

【別表1】公益的機能別施業森林等の区域
(集計表)

区 分	面積 (ha)
水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵（かん）養機能維持増進森林)	6,631.80
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	2,787.45
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	726.85
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	103.59
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	1,304.89
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 のうち、特に効率的な施業が可能な森林	
合 計	11,554.58

区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵（かん）養機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				6,631.80
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				2,787.45
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				726.85
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				103.59
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林					
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	別紙概要図のとおり				1,304.89
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 のうち、特に効率的な施業が可能な森林					
合 計					11,554.58

【別表２】公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法

(集計表)

施 業 の 方 法		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		6,631.80
長伐期施業を推進すべき森林		3,314.51
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	－
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	－
合 計		

施 業 の 方 法		森 林 の 区 域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		【別紙１による】	6,631.80
長伐期施業を推進すべき森林		【別紙１による】	3,314.51
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		－
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		－
合 計			

【別表３】鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	計画区域内の全域	20,968.94
カモシカ	8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 42, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 77, 78, 79, 80, 447, 448, 449, 452, 453, 454, 467, 468, 481, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500	1,948.66
クマ	42, 85, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 263, 397, 399, 402, 403	1,956.34
ノウサギ	6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 25, 26, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 77, 78, 79, 80	1,774.89

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の白川町森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表４】植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域					備考
市（町村）	林班	準林班	小班	枝番	
【別紙２による】					

【別表５】（略）

【別表６】森林配置計画における将来目標区分の区域

（集計表）

区 分	面 積 (ha)
木 材 生 産 林	17,802.89
環 境 保 全 林	3,158.57
観 光 景 観 林	8,476.21
生 活 保 全 林	23.86

林班	森 林 の 将 来 目 標 区 分				備 考
	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
1		○	○		
2		○	○		
3	○				
4		○	○		
5		○	○		
6		○			
7		○	○		
8		○	○		
9		○	○		
10		○	○		
11		○	○		
12	○		○		
13	○		○		
14	○		○	○	
15		○			
16		○	○		
17		○	○		
18		○			
19	○				
20	○				
21	○				
22	○				
23	○				
24	○				

25		○	○		
26		○	○		
27		○	○		
28	○		○		
29	○				
30	○		○		
31	○		○		
32	○		○		
33	○		○		
34	○		○		
35	○		○		
36	○		○		
37		○	○		
38	○				
39	○				
40	○				
41	○				
42	○				
43	○				
44	○				
45		○			
46		○		○	
47	○		○		
48	○		○		
49	○		○		
50	○				
51	○		○		
52	○		○		
53	○		○		
54		○	○		
55		○			
56		○	○		
57		○	○		
58		○			
59	○				
60	○				
61		○			
62		○	○		
63		○	○		

64	○		○		
65	○				
66	○		○		
67		○	○		
68		○	○		
69	○				
70	○				
71	○				
72		○	○		
73		○	○		
74		○	○		
75		○	○		
76	○				
77	○				
78	○				
79	○				
80	○				
81	○		○		
82	○		○		
83	○		○	○	
84	○		○		
85	○		○		
86	○		○		
87	○				
88	○		○		
89	○		○		
90	○		○		
91	○				
92		○	○		
93		○	○		
94	○				
95	○				
96	○		○		
97	○		○		
98	○		○		
99	○		○		
100	○		○		
101	○		○		
102	○		○		

103		○	○		
104		○			
105		○			
106		○			
107		○			
108		○			
109		○			
110	○	○			イ(環境保全)ロ(木材生産)
111	○				
112	○		○		
113	○		○		
114		○	○		
115	○				
116	○				
117	○				
118	○				
119	○				
120	○		○		
121	○				
122	○				
123		○			
124		○	○		
125	○				
126	○				
127	○				
128	○				
129	○		○		
130		○	○		
131	○		○		
132		○	○		
133	○				
134		○	○	○	
135	○				
136	○				
137	○				
138	○		○	○	
139	○		○	○	
140	○		○		
141		○			

142		○			
143	○				
144	○				
145	○				
146		○	○		
147	○		○		
148	○				
149	○		○		
150	○		○		
151	○		○		
152	○		○		
153	○		○		
154	○		○	○	
155		○			
156	○		○	○	
157	○		○	○	
158	○				
159	○				
160	○				
161	○				
162	○				
163	○				
164	○				
165	○				
166	○				
167	○				
168	○				
169	○				
170	○				
171	○				
172	○				
173	○				
174	○				
175		○			
176	○				
177	○				
178	○		○	○	
179	○				
180		○			

181	○		○		
182		○	○		
183		○	○		
184	○		○		
185	○		○		
186	○		○		
187	○		○		
188	○				
189	○				
190	○		○		
191	○		○		
192	○				
193		○	○		
194	○				
195	○				
196	○				
197	○				
198	○				
199	○				
200	○		○		
201	○				
202	○				
203	○				
204	○				
205	○		○		
206	○		○		
207	○		○		
208	○				
209	○		○		
210	○		○		
211	○				
212	○				
213	○				
214	○				
215	○				
216	○				
217	○				
218	○				
219	○				

220	○				
221	○				
222	○				
223	○				
224	○				
225	○				
226	○				
227	○				
228	○		○		
229	○				
230	○				
231	○				
232	○		○		
233	○		○		
234	○		○		
235	○		○		
236	○		○		
237	○		○		
238	○				
239	○		○		
240	○		○		
241	○		○		
242	○				
243	○				
244	○				
245	○				
246	○				
247	○				
248	○				
249	○				
250	○				
251	○				
252	○				
253	○				
254	○		○		
255	○				
256	○				
257	○				
258	○				

259	○				
260	○				
261	○				
262	○				
263	○				
264	○				
265	○				
266	○				
267	○				
268	○				
269	○				
270	○				
271	○				
272	○		○		
273	○				
274	○		○		
275	○		○		
276	○		○		
277	○				
278	○		○		
279	○		○		
280	○		○		
281	○		○		
282	○				
283	○				
284	○		○		
285	○		○		
286	○				
287	○		○		
288	○		○		
289	○		○		
290	○				
291	○				
292	○		○		
293	○				
294	○				
295	○				
296	○				
297	○				

298	○				
299	○				
300	○				
301	○				
302	○				
303	○				
304	○		○		
305	○		○		
306	○		○		
307	○		○		
308	○		○		
309	○		○		
310	○		○		
311	○		○		
312	○		○		
313	○		○		
314	○		○		
315	○		○	○	
316	○				
317	○			○	
318	○			○	
319	○				
320	○				
321	○				
322	○				
323	○				
324	○				
325	○				
326	○				
327	○				
328	○				
329	○				
330	○				
331	○				
332	○				
333	○				
334	○				
335	○				
336	○				

337	○				
338	○		○	○	
339	○		○		
340	○		○	○	
341	○		○	○	
342	○			○	
343	○		○	○	
344	○		○		
345	○		○		
346	○		○		
347	○		○		
348	○		○		
349	○				
350	○				
351	○				
352	○				
353	○		○		
354	○		○		
355	○		○		
356	○		○		
357	○				
358	○		○		
359	○		○		
360	○		○		
361	○		○		
362	○		○		
363	○		○		
364	○				
365	○				
366	○				
367	○				
368	○				
369	○				
370	○				
371	○				
372	○				
373	○				
374	○				
375	○				

376	○				
377	○				
378	○				
379	○				
380	○				
381	○				
382	○				
383	○				
384	○				
385	○				
386	○		○		
387	○				
388	○				
389	○				
390	○		○		
391	○		○		
392	○		○		
393	○		○	○	
394	○				
395	○				
396	○				
397	○		○		
398	○				
399	○				
400	○				
401	○				
402	○				
403	○				
404	○				
405		○			
406	○		○		
407	○				
408	○		○		
409		○	○	○	
410		○	○	○	
411	○		○		
412	○		○		
413	○		○		
414	○		○		

415	○		○		
416		○	○	○	
417	○				
418	○				
419	○				
420	○				
421	○				
422	○				
423	○				
424	○				
425	○				
426	○				
427	○				
428	○				
429	○		○		
430	○				
431	○				
432	○			○	
433	○		○		
434	○		○		
435	○		○	○	
436	○				
437	○			○	
438	○		○	○	
439	○			○	
440	○			○	
441	○			○	
442	○				
443	○			○	
444	○				
445	○			○	
446	○			○	
447	○		○	○	
448	○		○	○	
449	○		○	○	
450	○		○		
451	○		○		
452	○				
453	○				

454	○				
455	○				
456	○				
457	○				
458	○		○		
459	○		○		
460		○	○		
461		○			
462		○			
463	○		○		
464	○		○	○	
465	○		○	○	
466	○		○	○	
467	○		○		
468	○		○		
469	○				
470	○				
471	○				
472	○				
473	○				
474	○				
475	○				
476	○				
477	○				
478	○				
479	○				
480	○				
481	○		○		
482	○				
483	○				
484	○				
485	○				
486	○				
487	○				
488	○				
489	○		○		
490	○		○		
491	○		○		
492	○		○		

493	○				
494	○		○		
495	○				
496	○		○	○	
497	○		○		
498	○		○		
499	○		○	○	
500	○				

※ “○” は各区分に設定することの合意形成が得られたことを示す。